

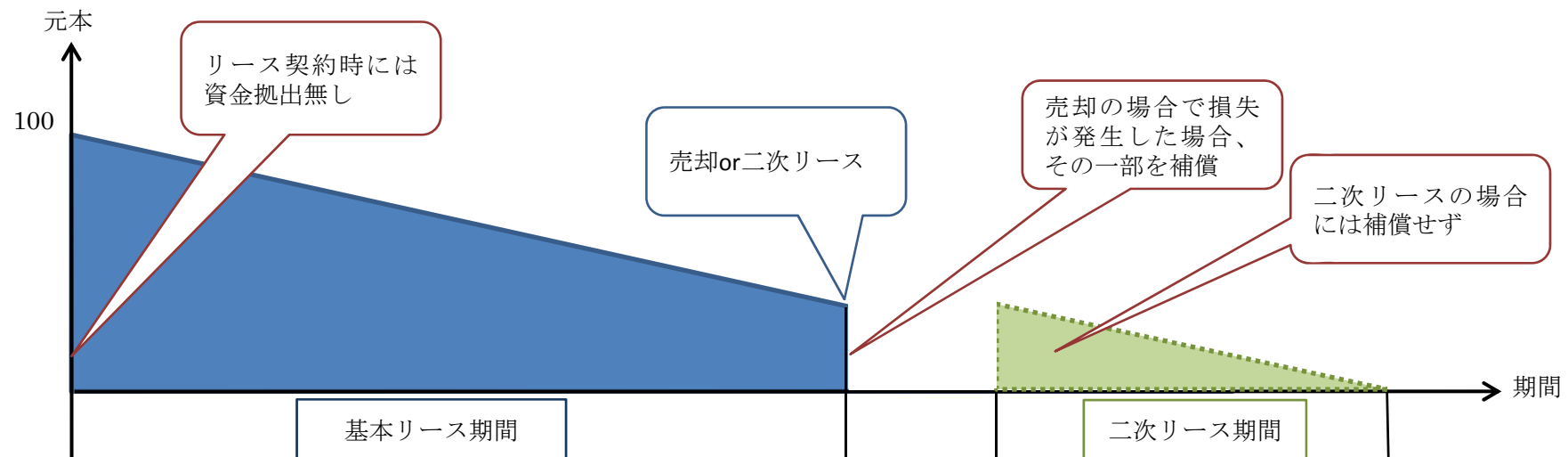
リース手法を活用した 先端設備等投資支援スキーム（素案）

概要(案)

- 国(指定法人^(注1))とリース会社において、基本リース期間満了後、1年以内にリース物件を売却した際にリース会社に損失^(注2)が発生した場合に、当該損失の一部を補償することを内容とする契約(先端設備等導入支援契約(仮称))を締結。リース会社は国(指定法人)に補償料を一括で支払い。
- リース会社によるリース物件の売却は、原則複数者への売却提案が原則(HP等の手段による一般的な売却提案も含む)。一者のみが買取りに応じた場合には、その理由と価格決定の背景となった状況について疎明。
- 基本リース期間満了時に二次リースを選択した場合は、損失は補償せず。
- リース会社自身のリスク判断に基づき、リース物件の二次利用価値及びその現在価値(リース物件購入価額からリース料総額の現在価値を控除した金額、リース物件購入価額の10%を下限)の設定を行う。
- リース物件売却時の損失負担は、国(指定法人)とリース会社で優劣をつけず、各々が損失を負担。ただし、国(指定法人)の補償金額は、リース物件購入価額の一定割合を上限とする。
- あくまで国(指定法人)が負うのは二次利用価値のアセットリスクのみであり、ユーザーの信用リスクは負わない。
- 基本リース期間中のリース料は、定額型(基本リース期間中のリース料が固定されているもの、9頁参照)・変動型(基本リース期間中、稼働量の実績に基づきリース料が変動するもの、10・11頁参照)双方あり得る。

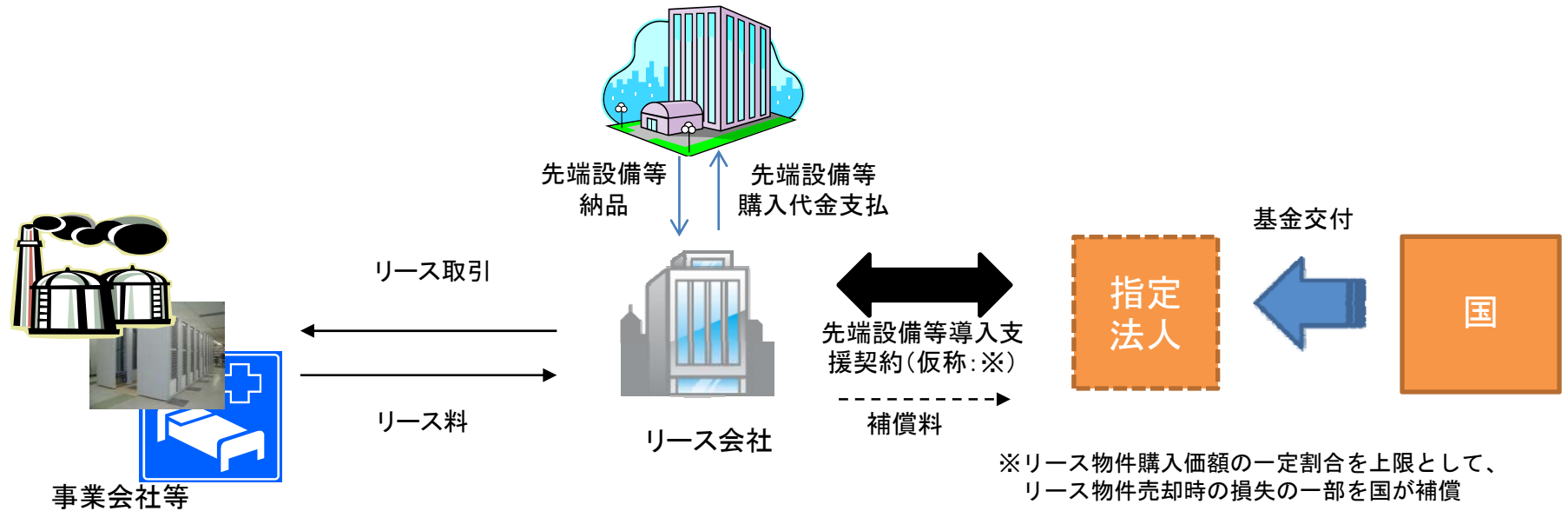
(注1) 第185回臨時国会に提出した産業競争力強化法案に基づく設備導入促進法人の指定制度に基づき指定を受けた法人。

(注2) リース会社がリース契約締結時に設定した、基本リース期間満了後に売却等により回収を見込んでいる金額(以下、「二次利用価値」という。)の下振れ(当初設定した二次利用価値を下回る金額でしか売却出来なかった場合)に基づく損失。

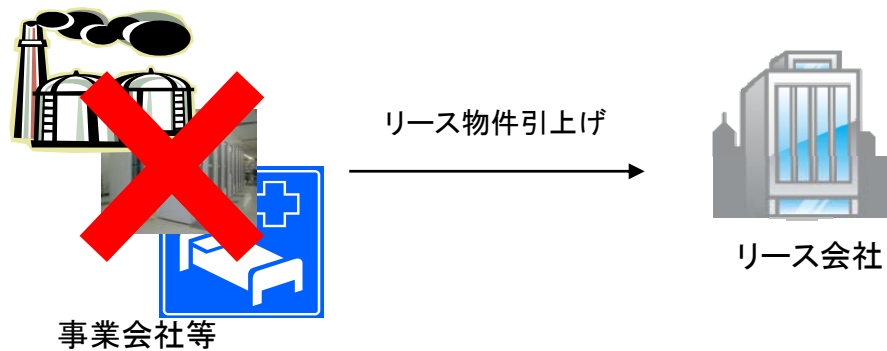


スキーム案

<契約時／期中>



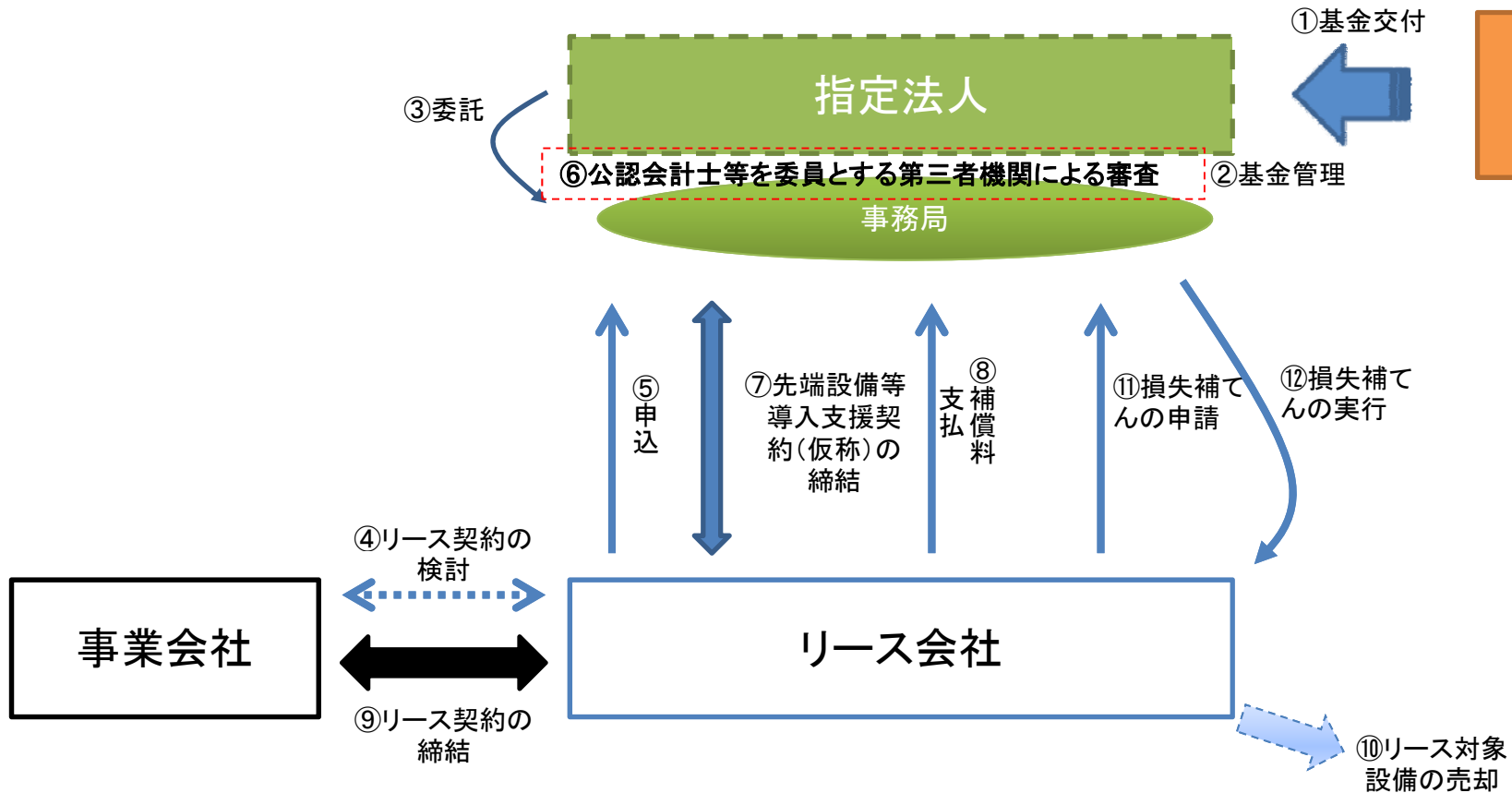
<デフォルト時>



国は事業会社等の信用リスクを負わない



手続きの流れ(案)



諸手続案について①

(1) 制度利用申請時

- ① リース会社が、先端設備等導入計画その他必要書類(購入する先端設備等の内容、先端設備等の購入額、二次利用価値設定額、リース契約案上の計算利子率、リース料の総額・構成(定額型or変動型)、その他リース契約案の概要(先端設備等の設置主体・場所を示す書類等)等を含むもの)を提出。(※1)
- ② 変動型を採用する場合には、その前提となる合理的な生産計画をユーザーとリース会社との間で検討・確定させ、これを先端設備等導入計画その他必要書類と合わせて提出。
- ③ 国(指定法人)において、対象となる先端設備等の内容、二次利用価値設定、リース期間、リース契約案の条項等を会計士を含めた審査により確認。(※2)
- ④ 確認されたリース契約案について、国とリース会社において先端設備等導入支援契約(仮称)を締結。リース会社より一定の補償料を支払い。

(※1) 申請書類・添付書類(案)

- ◆ 先端設備等導入計画書
- ◆ リース契約書案
- ◆ 契約の前提となった生産計画(変動型を採用する場合)
- ◆ 先端設備等の先端性を疎明する資料(最新のカタログ、メーカーからの説明資料等)
- ◆ 以下内容を記載したワークシート
 - ① リース物件購入価額(見積現金購入価額等)
 - ② 本リース契約案上のリース料総額
 - ③ リース物件の二次利用価値(見積残存価額)
 - ④ 本リース契約案上の貸手の計算利子率
 - ⑤ リース料の構成(定額型or変動型)
 - ⑥ リース物件の経済的耐用年数とリース期間の関係

等

(※2) 審査内容については、次頁・次々頁参照。

諸手続案について②

(2) 国(指定法人)による審査・チェック事項

- ①リース物件購入価額(見積現金購入価額等)
- ②本リース契約案上のリース料総額
- ③リース物件の二次利用価値(見積残存価額)
- ④本リース契約案上の貸手の計算利子率

【確認書類】

- ・ リース契約書案、リース会社からの申請書添付のワークシート

【チェック事項】

- ・ 貸手の計算利子率に基づいて割引計算を行ったリース料総額の現在価値が、リース物件購入価額(見積現金購入価額等)に占める割合を確認。
- ・ なお、貸手の計算利子率については、リース料総額と二次利用価値(見積残存価額)の合計額の現在価値が、リース物件購入価額(見積現金購入価額等)と等しくなるような利率となっていることを確認。

諸手続案について③

(2) 国(指定法人)による審査・チェック事項

⑤リース料の構成(定額型or変動型)・・・合理的な想定稼働量(変動型を採用した場合)

【確認書類】

- ・ リース契約書案、ユーザー提出の生産計画、リース会社からの申請書添付のワークシート

【チェック事項】

- ・ リース契約案上、リース料が何に基づいて決定されているかを確認。
- ・ 変動型の利用申請である場合、契約の前提となった合理的な想定稼働量とユーザー提出の生産計画の整合を確認。
- ・ 生産計画が合理的な想定稼働量として適切な内容のものであるか否かを確認(※4)。

(※4) 毎期の想定稼働量が一定の根拠を持って策定され、かつ適切な社内承認を得たものであること、当該想定稼働量を考慮して契約上のリース料設定が行われ、リース物件の稼働量に単価を乗じることによって毎期のリース料債務が確定する契約になっていることを確認するとともに、リース期間における想定稼働量が発生可能性の高いものとしての論理的説明を確認。

⑥リース物件の経済的耐用年数とリース期間の関係

【確認書類】

- ・ リース契約書案、リース会社からの申請書添付のワークシート

【チェック事項】

- ・ リース期間が、リース物件の法定耐用年数(経済的耐用年数との間に著しい相違は無いとの前提についての確認も含む)に占める割合を確認

諸手続案について④

(3) リース物件売却時

- ① 基本リース期間終了後、1年以内にリース会社が当該リースの対象となった先端設備等を売却し、売却価格を国(指定法人)に報告。(※5)
 - ・ なお、売却価格の決定プロセスの適切性を担保するため、極力複数者への売却(HP等の手段による一般的な売却提案も含む)を提案するとともに、売却価格が二次利用価値を下回る場合であって、1者のみが買取りに応じた場合は、その理由と価格決定の背景となった状況について疎明することとする。
 - ・ また、売却時に損失が発生した場合には、リース会社も損失額を負担するため、制度上、極力損失が出ないように売却するインセンティブが働く。
- ② 売却価格が確定した時点で、当初設定した二次利用価値と比較し、損失が発生した場合には、国(指定法人)は先端設備等導入支援契約(仮称、※6)に基づき、リース物件購入価額の一定割合を上限に、その損失の一部を補償金としてリース会社に支払い。

(※5) 申請書類・添付書類(案)

- ◆ 売却価格報告書(複数者に売却を提案した場合には、その売却予定額を含む)
- ◆ 売買契約書案
- ◆ (複数者に売却を提案した場合)各社の売却価格の見積書
- ◆ (1者のみが買取りに応じた場合)理由と価格決定の背景となった状況についての疎明資料
- ◆ 補償申請書

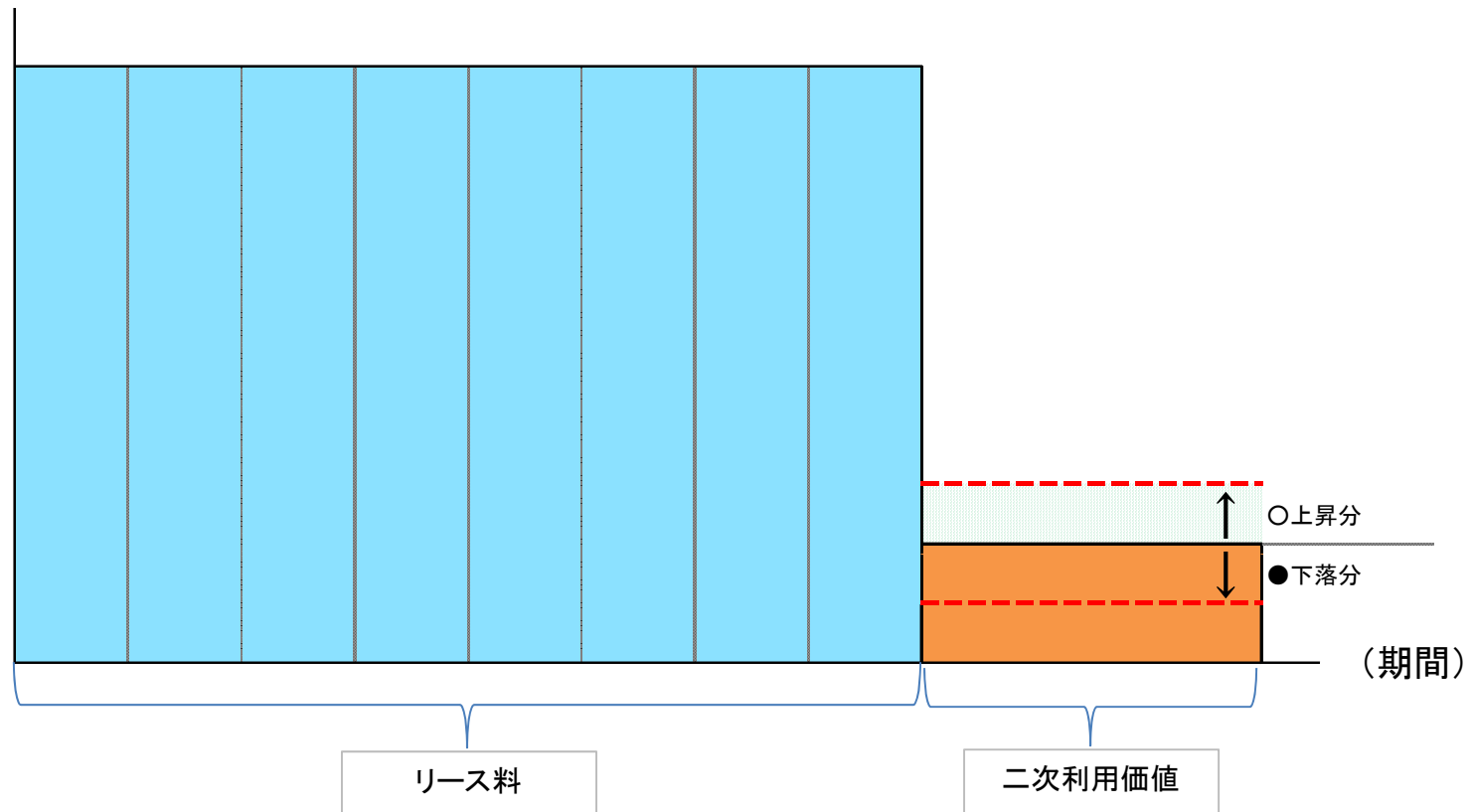
(※6) 1頁「概要(案)」1番目の項目参照

リース料の種類案 ①定額型

➤ リース料の種類は以下3パターンを想定。

【定額型】

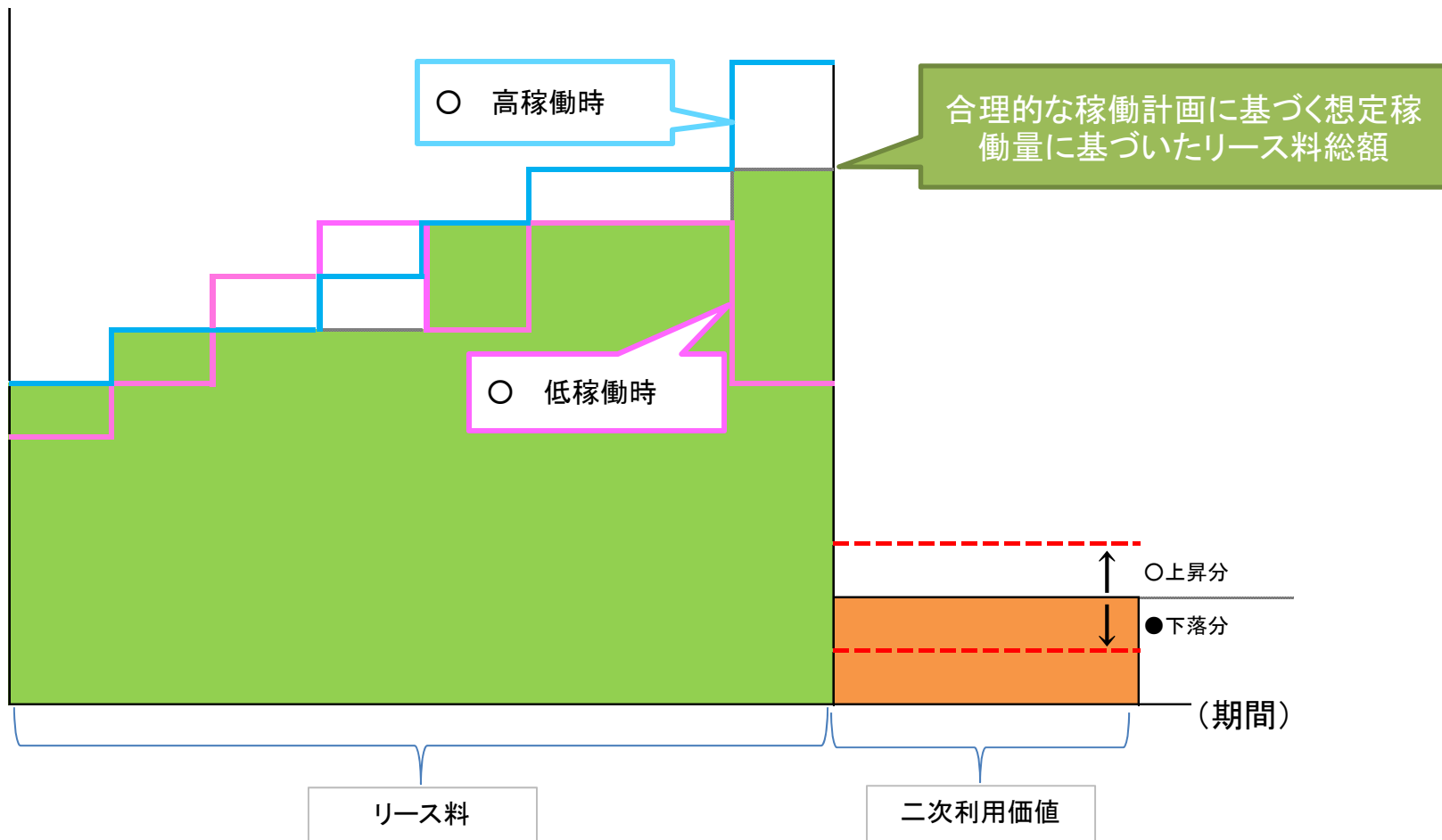
(リース料の水準)



リース料の種類案 ②変動型(1)

【変動型(1)】

(リース料の水準)



リース料の種類案 ②変動型(2)

【変動型(2)】

